⑵　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、⑴のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに⑴のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国における学校（１の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事したものとみなす。

第４　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定

１　第３の２又は３の農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、第３の２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、第３の３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、平成24年９月26日（水）までに必着するよう、東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

２　農林水産大臣は、１の書類を審査し、日本国の学校又は行政機関若しくは法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第５　受験手続

１　受験願書等の提出　試験を受けようとする者は、⑴から⑷までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を平成24年10月５日（金）までに必着するよう、東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

⑴　受験願書（別記様式第３号）

⑵　業績報告書（別記様式第１号）

⑶　最終学校の卒業証明書

⑷　第４の２の認定を受けた者にあっては、当該認定書

２　受験願書等の補正　農林水産大臣は、受験願書等に不備があるときは、その補正を求めるものとする。

３　受験票の交付　農林水産大臣は、受験願書等を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。

４　審査課題に対する報告書の提出　試験を受けようとする者は、３により交付された審査課題に対する報告書を作成し、平成24年11月２日（金）までに必着するよう、東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　審査課題に対する報告書は、日本工業規格Ａ４判４枚（図表を含む。）以内とする。

第６　合格の発表及び合格証書の交付　合格者の氏名は、平成24年12月下旬までに公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第７　不正行為に対する処分　試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

第８　受験手数料　受験手数料は、徴収しない。

第９　その他　受験資格、受験手続等の詳細については、受験の手引が用意されているので、不明な点がある場合は、水産庁増殖推進部研究指導課（03―6744―2374）に問合せを行うものとする。

**別記様式第１号**（第１、第５関係）

（日本工業規格Ａ４判）

業　績　報　告　書

氏　名

最終学歴

職　歴

| 番号 | 勤務機関名 | 職名 | 従事期間 | 職務業績の要約 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 年　月～<br>年　月<br>（○年○か月） | |
| 2 | | | 年　月～<br>年　月<br>（○年○か月） | |
| 3 | | | 年　月～<br>年　月<br>（○年○か月） | |

上記について相違ないことを証明する。

年　月　日

所属長職名

氏　名　印

（備考）

⑴　勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

⑵　職務業績の要約は、第３の１の⑴イ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

**別記様式第２号**（第４関係）

（日本工業規格Ａ４判）

認　定　申　請　書

年　月　日

農林水産大臣　殿

本籍都道府県

現住所

（ふりがな）

氏　名

生年月日　年　月　日

水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第３第４項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

水産業普及指導員資格試験実施要領第３の＊の規定による事項

（備考）

＊は、「２」、「３」又は「２及び３」のいずれかを記入すること。